

平成30年度小牧市人・農地プラン検討会会議録

- 1 開催日時 平成31年2月12日（火）
午後2時00分から午後2時33分まで
- 2 開催場所 小牧市役所 本庁舎3階 301会議室
- 3 出席者 11名
【委員】
小林委員（会長）、稲垣委員（副会長）、川橋委員、堀尾委員、宮田委員、
長谷川委員、浅野委員、中野委員、石田委員、伊藤委員、江本委員

【事務局】 4名
小牧市地域活性化営業部農政課 余語課長、農地係 藤田係長、
農業振興係 余語係長、川副

【関係者】 7名
尾張中央農業協同組合農業振興部 山田部長、営農生活部 友松部長、
農業振興部営農指導課 毛利課長、営農企画課 松山課長、
営農生活部 営農生活課 竹中課長、
東部営農生活センター 中山センター長
西部営農生活センター 森藤センター長
- 4 欠席者 1名
岩田委員
- 5 配布資料
 - ・平成30年度小牧市人・農地プラン検討会 次第
 - ・資料1 人・農地プラン（概要）（推進方策）
 - ・資料2 農地中間管理事業
 - ・資料3 平成30年度小牧市人・農地プラン座談会での主な意見
 - ・資料4 （案）小牧市人・農地プラン（東部地区）（西部地区）

【司 会】

ただいまから、平成30年度小牧市人・農地プラン検討会を開会します。
はじめに、会長である小林委員よりあいさつをお願いします。

【会 長】

会長の小林です。本日はご多忙の中ご出席賜り、誠にありがとうございます。

現在、マスコミ報道でご案内のとおり、豚コレラが蔓延しております。岐阜県から始まり、愛知県、滋賀県等に広がり、その対策で大変なことになっています。

小牧市においても、養豚場が1ヶ所あり、市において豚コレラ防疫対策会議を設置し、情報収集と対策に努めています。

さて、「人・農地プラン検討会」は、平成24年度に策定し、今回が6回目の開催となります。プランについて、果樹栽培中心の東部地区と、稲作中心の西部地区で、昨年12月にそれぞれの地区で座談会を開催し、意見を伺ったところです。

本日の検討会は、座談会の意見を踏まえ、プランの更新について検討いただくものであり、慎重にご審議いただくことをお願いし、挨拶とさせていただきます。

【司 会】

それでは、議題に移ります。

小牧市人・農地プラン検討会条例第5条において、「会長は、会務を総理し、検討会を代表する」ことが規定されていますので、本会議の議長を、会長に依頼します。

【会 長】

それでは、議事に入ります。

第1号議案「小牧市人・農地プラン更新について」、事務局より説明を求めます。

【事務局】

小牧市地域活性化営業部農政課農業振興係長 余語です。

第1号議案「小牧市人・農地プラン更新について」、ご説明いたします。

手元の資料1及び資料2をご覧ください。こちらは、昨年12月に実施した「小牧市人・農地プラン座談会」において、出席者へ配布した資料です。

資料1の1ページは、人・農地プランの概要が記載されています。この資料を基に、人・農地プランとは集落や地域が抱える「人と農地の問題解決」のための『未来の設計図』であること、人・農地プランに位置づけられるメリット、プランの見直しを1年に1回の定期的な見直しが必要であること等を説明しました。

資料1の2ページをご覧ください。こちらは、プラン推進方策が記載されています。プランを作成するときには、地域内の農業者に対してアンケートを実施する必要があること、集落・地域において話し合いを行うために、座談会を実施すること、市町村にお

いて検討会を開催し、プランを公表することを説明しました。

資料2をご覧ください。農地中間管理事業のパンフレットです。この資料を基に、農地中間管理事業の概要、農地の出し手及び受け手のそれぞれの手続き及びメリットを説明しました。特に、2ページ(裏面)の中段『農地を借りたい人』について、①借受希望者募集への応募が、今までは年4回実施であったものが、平成30年度から通年募集に変更となり、借り手にとって事業が活用しやすくなった点も紹介いたしました。

昨年12月実施の座談会について、意見等をまとめたものが資料3となります。

12月10日(月)JA尾張中央本店において、東部地区を対象に実施、12月19日(水)JA尾張中央小牧支店において、西部地区を対象に実施しました。

出席者については資料のとおりです。

主な意見として、東部地区は2点です。1点目「農地の受け手として、(有)アグリ尾張中央に大規模に農地集約してもらいたい。例えば大山区全体等。現状は農業存続不能な所有者の申し出により借り受けているため、局部的であり、農地を集約しているとは言いがたく、作業効率等も考えられていないのでは」。2点目「小牧市の農地中間管理機構の活用方針が知りたい。現在は、農協委託が主流だが、市と農協の関係性が分かりづらい」。

西部地区では、4点です。1点目「ジャンボタニシの被害が多発している。個人が薬品購入等で対応しているが、市や農協において対策を行うべきではないか」。2点目「生産緑地の設定について、開発により自己所有地が建築物の奥に位置してしまうと農地以外の活用ができない。今後の状況を検討してほしい」。3点目「農業用水について、東部地区のようにパイプラインにバルブを設置し、必要な時期にいつでも取水できるよう工夫してほしい。稲作以外の作目も耕作できるようになるのでは」。4点目「農業振興地域内においては、開発規制が厳しくトラック運送業などの特定の事業者の進出が目立ち、商業施設や医療機関などが少ないため、住みにくく感じる。農業の後継者に定住してもらうためにも、住民の利便性を向上させるため、商業施設の誘致等も必要ではないか」。

この座談会での意見を踏まえ、今回の検討会に提出するものが、資料4です。様式について、平成30年3月29日付『人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱』の一部が改正されたことに伴い、平成29年度様式と変わっております。枠の順番の変更や細かい文言の変更であり、掲載している内容は大きく変更はございませんが、順に説明いたします。

まず、資料4の1ページをご覧ください。東部地区の人・農地プランについて、要綱改正によって「1 地域の人と農地の現状」が追加されましたが、平成29年度プランの内容から、果樹生産が盛んである点と、耕作面積拡大による問題点を挙げています。「近い将来農地の出し手となる者と農地」については、該当者ありません。

「2 今後の地域の中心となる経営体」については、小牧市の認定農業者及び認定新規就農者を掲載しています。平成30年度に■■■■氏が新規に認定され、現在は18

経営体を位置づけています。内訳は、桃・ぶどう等の果樹9、稲作6、いちご・トマト等の施設野菜2、養鶏1です。経営体の氏名は、窓口及びホームページでの公表の際にはアルファベット表記とし、個人名は公表されません。そのため、資料4については、個人情報保護のため、本会議終了後に回収させていただきますのでよろしくお願い致します。

2ページ、「3 2から見た中心経営体の確保状況」については、『中心経営体はいるが十分ではない』とし、今後5～10年後の農業経営を担う新たな担い手の確保が必要と考えています。

3ページをご覧ください。「4 将来の農地利用の在り方」は、新規参入の促進と耕作放棄地解消を挙げ、『農地集積が難しい地域ではあるが、新規就農者や担い手が増加した場合には、農地利用集積を促進し、耕作放棄地解消に取り組む』としています。

「5 4についての農地中間管理機構の活用方針」については、その他として、『新規就農者や担い手が増加した場合には、農地集積の促進を促すため、県や農協とともに連携を図るが、農地中間管理機構活用の要望があれば検討していく』としています。

「6 今後の地域農業の在り方」について、『モモ栽培サポーター養成講座』と表記を改め、「モモ栽培サポーター養成講座を利用した新規就農の促進や、担い手の確保に重点を置いた話し合いを進めるとともに、新しい品種を導入するなどの高付加価値化の促進や果樹をはじめ、さまざまな品目の6次産業化の促進も実施する。将来、新規就農者や、担い手が増加した場合には、農地集積の促進を促すため、県や農協とともに連携を図りながら、地域農業の振興を目指す」としています。

4ページには、別紙として「近い将来農地の出し手となる者の農地」を記載する欄がありますが、現在該当ありません。

次に、西部地区の人・農地プランについてご説明します。

5ページをご覧ください。「1 地域の人と農地の現状」は、平成29年度プランの内容から、水稻中心の農家が多い点と、東部地区に比べて農地集積の促進が進めやすいが、農地の出し手の同意を得ることが難しい地区である点を挙げています。「近い将来農地の出し手となる者と農地」については、該当者ありません。

「2 今後の地域の中心となる経営体」については、8経営体を位置づけています。内訳は、稲作5、養鶏1、養豚1、施設野菜1です。

6ページ、「3 2から見た中心経営体の確保状況」については、『中心経営体はいるが十分ではない』とし、東部地区と同様に、今後5～10年後の農業経営を担う新たな担い手の確保が必要と考えています。

「4 将来の農地利用の在り方」は、担い手への集積・集約化、担い手の分散錯圃解消、耕作放棄地解消を挙げ、内容について修正を加え、『農地利用集積円滑化事業を利用していくと同時に、農地中間管理機構の活用を視野に入れ、農地集積や耕作放棄地解消を目指す』としました。これは、今後、農地中間管理法を一部改正し、機構と農地利用集積円滑化団体との統合一体化も規定することを視野に入れており、農地利用集積円滑化事業から農地中間管理事業による農地集積を主軸にしていく流れを示しています。

これに伴って、本市の人・農地プランにおいても、農地中間管理機構の活用を推進していく必要があり、文言を修正したところですが、まだ、詳細が明らかになっていないため、今後の国の動向を見ながら、必要に応じてプランの見直しを図っていこうと考えていますので、ご承知おきください。

「5-4 についての農地中間管理機構の活用方針」は、さきほどの内容を踏まえ、『当地区は、農地利用集積円滑化事業によって農地流動化は十分に行われているが、農地中間管理機構活用の要望があれば検討していく』としています。

7 ページをご覧ください。「6 今後の地域農業の在り方」について、『農地の出し手の同意を得ることが難しい地区であるため、農業者や県、農協と連携を図りながら、慎重に話し合いを進め、農地集積に取り組んでいく。高齢化による担い手の確保や、新規就農の促進も同時に行う必要があるため、農地集積と同様に進めていき、農業者や県、農協と連携を図りながら、地域農業の振興を目指す』としています。

8 ページ、別紙「近い将来農地の出し手となる者の農地」は、現在該当ありません。第1号議案の説明は以上です。

【会 長】

説明は以上であります。ご意見、ご質問がありましたら、発言をお願いします。

【委員1】

資料1 人・農地プラン（概要）中に、地域における話し合いとして『将来の農地利用のあり方』とありますが、小牧市においてはこういった方向を考えていますか。

【事務局1】

さきほど、資料4、人・農地プラン更新案においてご説明しましたが、農業者や県、農協と連携を図りながら、慎重に話し合いを進め、農地集積に取り組んでいく方針です。

高齢化による担い手の確保や新規就農の促進についても、農地集積と同時に進めていきます。

また、国の動向を見ながらではありますが、農地中間管理機構の活用についても推進していくよう、関係機関と協力していきます。以上です。

【委員2】

農地の借り手の募集について、経営体として新しい方が入ってくるのであれば、相応の下地が必要ではないでしょうか。例えば農業収入がどれだけ得られるのか等考えなければ農業経営はできません。農作物を作ったとして、どこで販売する等が明確でなければ希望者は増えないと思います。そういった点はどのように考えますか。

【事務局1】

本市では、新規就農の相談があったときには愛知県尾張農林水産事務所農業改良普及

課と連携し、どのような経営を考えているのか希望を聞きながら相談を行っています。例えば、農業大学校を推薦させていただき、就農した際の補助金制度の紹介等です。

委員のご質問のとおり、農業者が安定した収入を得ることは、新規就農者を確保していく上で重要な事項であると認識しております。確約はできませんが、少しでも就農希望者の収入を増やすことができるよう、相談を受け付けていく所存です。以上です。

【委員 3】

副会長の稲垣です。助成金については、行政が対応してくことかと思いますが、農協としても、新規就農者のパッケージとして、例えば桃であれば、どのくらいの面積で、どのくらいの収入見込みであるといったものですが、平成31年度事業計画において作成することを考えており、少しでも新規就農を希望する方に興味をもってもらえるようなものを提供していきたいと考えています。将来的には、農地や居住地の紹介まで可能になると良いですが、すぐに実現させることは困難なため、徐々に進めてまいります。

【委員 4】

農地中間管理機構に随時移行していく方針とありましたが、今現在は（農地利用集積円滑化事業の）利用権設定を行っている農地が多いと思います。移行していくとして、新規に契約のとりまとめ等を行うと助成金が支給される話も聞いていますが、小牧市はどういった予定でしょうか。

【事務局 2】

国の今後の動きを申し上げます。農林水産省において、1月30日農業関係合同会議が開かれ、農地中間管理プランを推進していくのは良いが、そのプランのみでは事業が進まないのではないか、新たな出し手や受け手を確保できないのではないかという意見がありました。その対策として、座談会や検討会へのコーディネータ派遣や、高齢耕作者や後継者のいない農地の場所を明確にし、図面化することで、具体的な農地利用の方法を話し合うために、人・農地プランをより詳細に作成する「実質化」が挙がっており、法改正がなされる予定です。

農地利用集積円滑化事業から農地中間管理事業への移行は、現在も行っていくことは可能です。（中間管理事業の）協力金について、ある所有者が所有農地の一部だけを貸し付けることもできますが、その場合は協力金の対象外となってしまいます。現行法では、協力金を受けるためには、全所有農地を貸し付けなくてはなりません。

こういった内容についても、法改正による国の動きに注視していきますので、新たな情報がありましたら、説明会等で周知していきたいと考えています。以上です。

【委員 4】

もう1点質問します。現在の利用権は、（円滑化団体である）農協に貸し付け、農協

から受託部会を通じて地域の農業者へ分配されていると認識しています。この仕組みが、農地中間管理機構に移行した場合には協力金の取扱いはどうなるのでしょうか。

【事務局 3】

現行法では、協力金の対象になりません。協力金の対象となるのは、新規に中間管理事業で利用権を設定する場合、全所有農地の貸し付ける場合、農業経営を廃業する場合であり、農地利用集積円滑化事業から農地中間管理事業へ移行するものは新規として取り扱わないとしています。

ただし、法改正によって、今後どのような取扱いになるのか、詳細はわかりません。以上です。

【会 長】

他によろしいでしょうか。

ご質問もないようですので、第1号議案「小牧市人・農地プラン更新について」、ご異議ございませんか。

【委 員】

異議なし

【会 長】

異議なしとのことですので、議案については承認されました。

その他について、事務局よりお願いします。

【事務局】

1点報告いたします。本日の議案でありました、人・農地プラン更新については、今年度3月に新たなプランを市ホームページ等を通じて公表させていただきます。

【会 長】

これをもちまして、議長の任を終え、進行を事務局に返します。ご協力ありがとうございました。

【司 会】

以上で、平成30年度小牧市人・農地プラン検討会を閉会いたします。

なお、本日配布しました資料4は、個人情報となりますので回収いたします。机の上に置いたままお帰りください。

本日はありがとうございました。